

I 総 論



1 計画の策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

総務省統計局「日本の統計 2009」の「人口の推移と将来予測」によると、日本の総人口は平成 17 年に初めて減少に転じました。平成 16 年には、およそ 1 億 2,779 万人だった人口が、平成 19 年に 1 億 2,777 万人に減少し、今後も、平成 27 年に 1 億 2,543 万人、平成 37 年に 1 億 1,927 万人、平成 47 年には 1 億 1,068 万人にまで落ち込み、さらなる少子高齢化が進行すると予想されています。

少子化の進行は、労働人口の減少、社会保障負担等の増加、地域社会の活力の減退、子どもの社会性や自主性の低下など、社会経済全体に影響を与えるものであることから、少子化の流れを変えるためには、安心して子どもを産み育てたいと思える社会づくりが喫緊の課題です。

そこで、国では平成 15 年 7 月、「次世代育成支援対策推進法」を制定し、少子化対策に関する集中的・総合的な取り組みを行う体制を整えるとともに、すべての地方公共団体に、次世代育成のための行動計画の策定を義務づけました。

このような背景を踏まえ、千葉市では、平成 17 年 3 月に「夢はぐくむ ちば 子どもプラン（千葉市次世代育成支援行動計画）」を策定し、子どもを安心して産み、育てられる環境づくりに向けたさまざまな施策を実施してきました。

今回、策定から 5 年を経過したことから、前期計画の評価等を踏まえ、新たな課題に対応するため、平成 22 年度から 5 年間の次世代育成支援行動計画（後期計画）を策定することとしました。

この計画では、前期計画の実績と反省を踏まえ、子育て支援のさらなる充実や子どもへの取り組みの強化とともに、妊娠期から子どもが自立するまでの期間を一貫して総合的に取り組むこととしました。また、新たな課題として位置づけられているワーク・ライフ・バランスや社会的養護への取り組み、子どもの参画などについても、計画に盛り込んでいます。

今後も、地域社会全体で次世代育成支援の取り組みを進めていきます。

(2) 計画の目的

本市では、次代を担う子どもたちが健やかに成長できるよう、また、子育てに伴う喜びが実感されるように、総合的な支援を推進することにより、子どもを産み育てたいと思う環境づくりをめざし、以下の項目に留意し、計画を策定しました。

- (ア) すべての子どもと子育て家庭への支援という観点からの計画とする。
- (イ) 家庭の育児力や地域の育児力（地域で支えるしくみづくり）が高まるような計画内容とする。
- (ウ) こどもたちが健康で豊かな心を持つ人間として成長し、こども自ら「自立する力」、「生きる力」を身に付けていくよう、こどもの視点に立った取り組みを重視する。
- (エ) 平成 26 年度を目標とする各種施策の目標数値を含めた具体的な施策の方向性を提示する。

(3) 計画の位置づけ

この計画は、次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「行動計画」で、地域における子育て支援をはじめとする次世代育成支援対策の取り組みを明らかにするとともに、平成 22 年 4 月に施行される「子ども・若者育成支援推進法」の基本理念である「一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指す」ことも盛り込んだものです。

なお、児童福祉法に基づく待機児童解消のための「保育計画」、母子及び寡婦福祉法に基づくひとり親家庭の自立支援のための「ひとり親家庭自立支援計画」についても本計画と一体のものとして策定しています。

また、本計画は、千葉市第 2 次 5 か年計画を上位計画とする部門の個別計画として、「地域福祉計画」、「新ハーモニープラン（ちば男女共同参画基本計画）」、「青少年育成行動計画」等、関連計画との整合を図りながら策定したものです。

(4) 計画期間

この計画は平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とします。

(5) 計画の対象

この計画は、すべての子どもとその家庭に対する施策を中心に、妊娠期から子どもが自立するまでの期間を一貫して、行政、企業など、地域社会全体で取り組みます。

◇ 「子ども」の呼称について

「子ども」の法令上の明確な年齢区分はなく、法律により年齢基準も異なり統一されていません。また、子どもと大人の間に青少年というカテゴリーを設ける場合も、その境界線は一定ではなく、分類としては、以下のような分け方があります。

本計画では、施策の対象等に応じて呼称を使い分けることとし、乳児から青少年までの全般を指す場合は、「子ども」の呼称を用いるものとし、児童福祉法で「児童」と規定する 18 歳未満のうち一定の範囲の者を指す場合は「子ども」の呼称を用いるものとします。

【使用例】

「子ども」

子ども未来局 ⇒ 子ども未来局が、乳児から青少年までの全般を対象としているため。

子どもの参画 ⇒ 主な対象は中高生。成人式など一部青年を対象とした事業を含むため。

「子ども」

子どもルーム ⇒ 小学校1～3年生(一部6年生まで)を対象としているため。

子ども医療費 ⇒ 乳幼児～中学生までを対象としているため。

子どものまち ⇒ 小学生から高校生を対象としているため。

- | | |
|--------|---|
| 乳児 | － 児童福祉法では、生後 1 年未満の者。 |
| 幼児 | － 児童福祉法では、満 1 歳以上就学前の者。(学校教育法では、幼稚園に在籍して、就学前教育を受けている者) |
| 児童 | － 児童福祉法では、満 18 歳に達するまでの者。(学校教育法では、小学校課程等に在籍し初等教育を受けている者で、主に 6 歳から 12 歳までの者) |
| 少年（少女） | － 中学生以上 18 歳未満の男子（女子）。(少年法では、20 歳未満の男女、児童福祉法では小学校就学の始期から満 18 歳に達するまでの男女) |
| 青少年 | － 青少年に関する厳密な年齢定義はないが、千葉市青少年育成計画では、6 歳から概ね 24 歳までを計画の対象としている。また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する法律第 2 条第 1 項では、18 歳に満たない者。一般的には、おおむね 15 歳から 25 歳頃、または 34 歳頃までの年齢。 |
| 子ども・若者 | － 子ども・若者育成支援推進法における「子ども・若者」の概念は、乳幼児期から 30 代まで。 |

(6) 計画の策定にあたり

本計画の策定においては、子どもの意見を反映させるため、子どもの意見を聞くワークショップの開催や、千葉市社会福祉審議会児童福祉専門分科会に臨時委員として2名の高校生が参加するなど、子どもたちの声を聞くとともに、たくさんのアイデアを頂き、できる限り反映するよう努めました。

次世代育成支援行動計画は、本市の次代を担う子どもたちを幸せにするための計画です。

計画推進においては、計画の主体として、子どもたちにも、自分たちの未来は自分たちで決めていくという意識を持って参加してもらいたいと考えています。そのためにも、後期計画では、子どもの参画の推進により、子どもが考え、大人が手助けをする、「子どもが希望を持てるまち」のため、「子どもの参画」へ取組むこととしました。

また、本計画の着実な推進を図るため、計画を構成する個別事業では、できる限り目標事業量を設定しました。これをもとに、毎年度、点検・評価を行い、事業の進捗状況をホームページなどで公表するとともに、施策や事業の改善につなげていくなど必要に応じて計画の見直しを図ります。

* 子どもの意見を聞くワークショップでまとめられた次世代育成支援行動計画への提言については、付属資料123ページをご覧ください。

2 千葉市の現状

(1) 人口

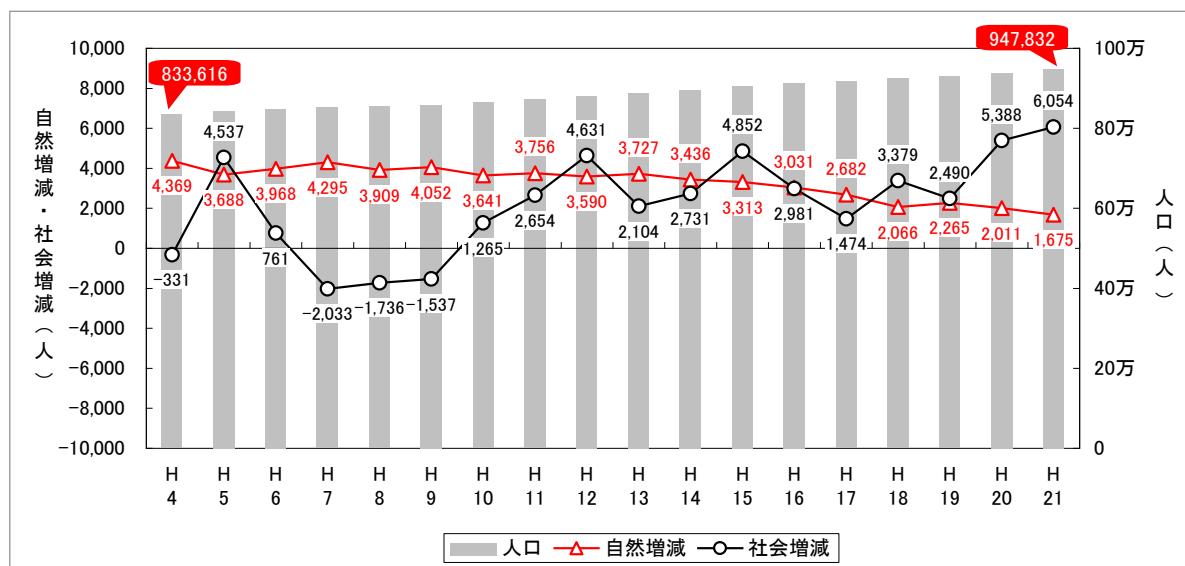
千葉市的人口は、平成 21 年 3 月では 94 万 7,832 人となっており、安定的な社会増により、緩やかに人口は増加しています。

人口の自然増加数は、少子高齢化の進行により減少傾向にあり、平成 21 年には 1,675 人の増となっています。緑区、美浜区では、年少人口比率が高い一方、花見川区や若葉区は高齢化率が高くなっています。

「千葉市人口動態等基礎調査報告書（平成20年度）」によると、本市の人口は、平成27年に97万429人でピークを迎え、その後減少に転じ、平成37年に94万8,272人、平成47年には88万3,478人に減少するとされています。

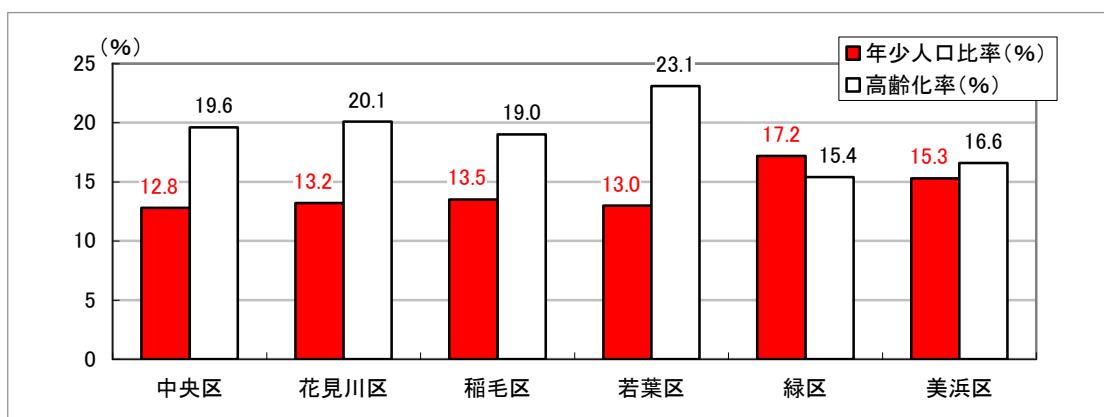
また、年齢 3 区別構成比をみると、年少人口比は緩やかに減少しているのに対して、老年人口比は平成 22 年に 20%、平成 27 年には 25% に達するなど、少子・高齢化が加速する見通しです。

図 1 自然・社会増減の推移（千葉市）



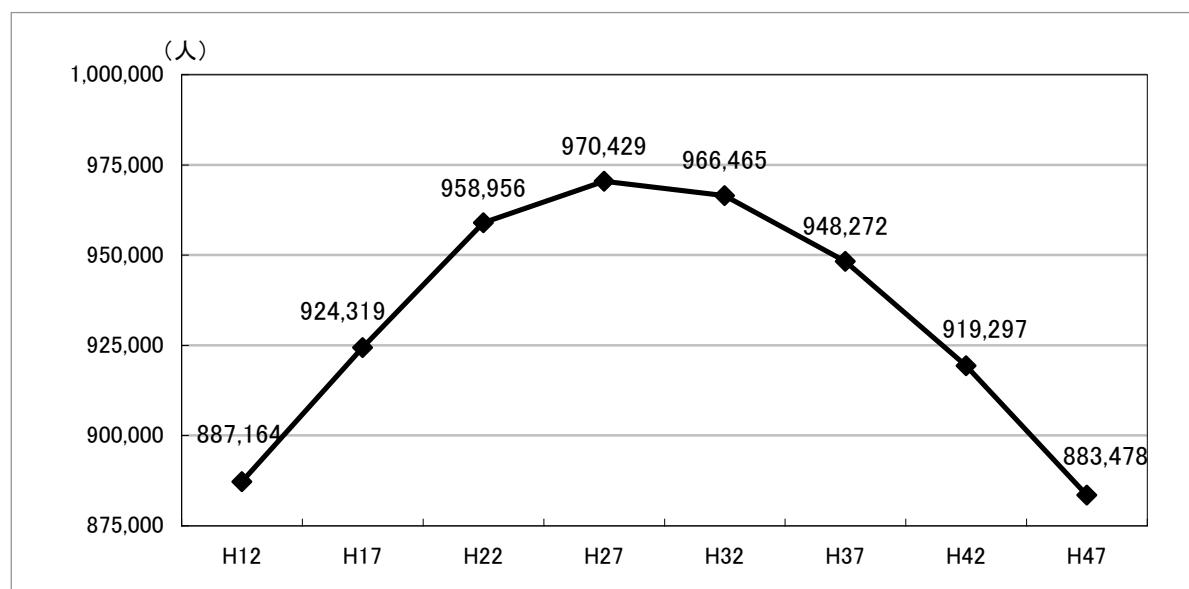
出典：千葉市人口（各年 3 月 31 日現在）

図 2 行政区別の年少人口比率および高齢化率（千葉市）



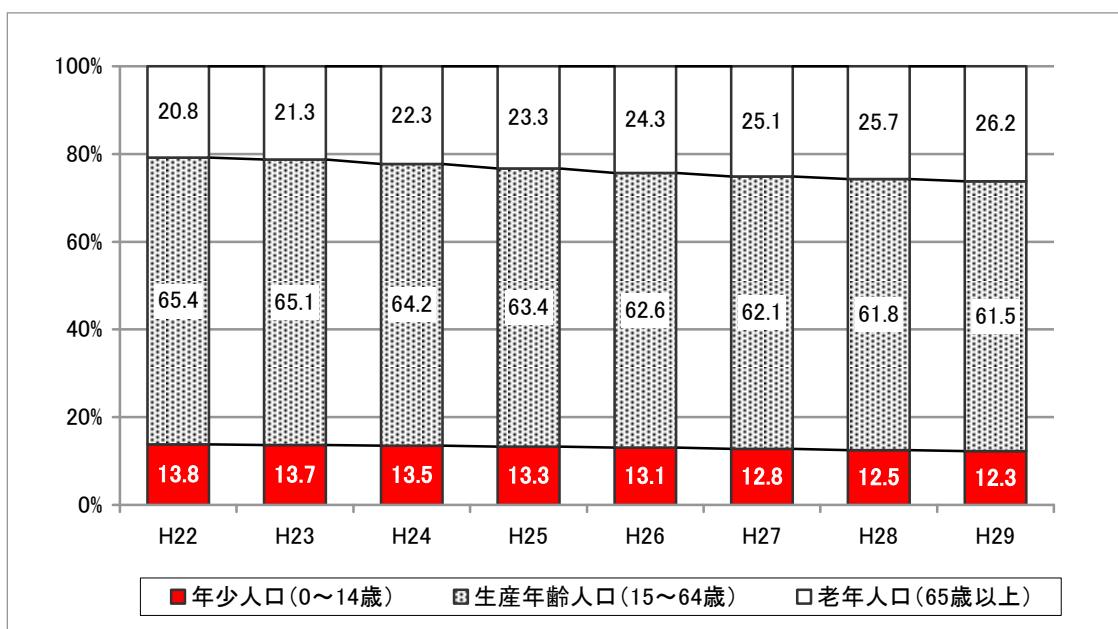
出典：千葉市人口（平成 21 年 3 月 31 日）

図3 千葉市の総人口の見通し（中位推計）



出典：人口動態等基礎調査

図4 千葉市的人口推計（年齢3区分人口比率）

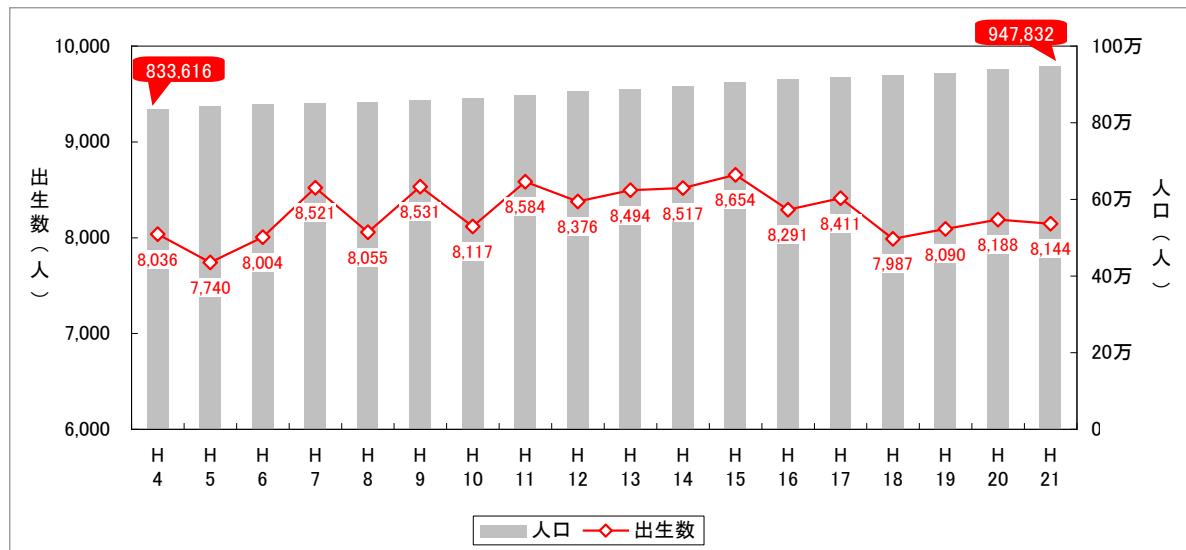


出典：人口動態等基礎調査

(2) 出産

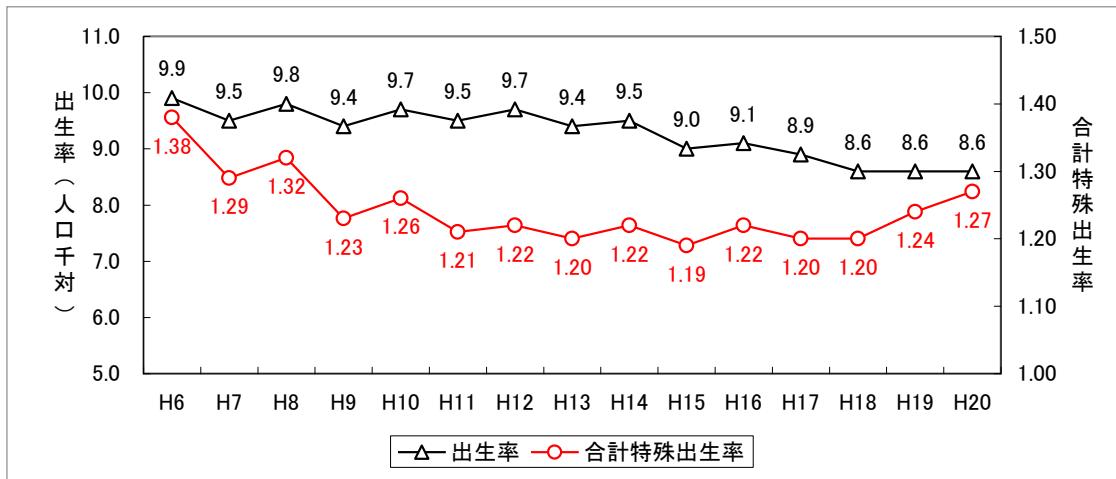
千葉市の出生数は、平成 18 年以降はほぼ横ばいであり、8,000 人から 8,200 人で推移しています。また、出生率（人口千人対）は平成 18 年以降の 3 年間は 8.6 を維持しており、合計特殊出生率は、平成 18 年の 1.20 から平成 20 年には 1.27 へと 2 年連続で上昇していますが、依然として、少子化の傾向は続いています。

図 5 人口と出生数の推移（千葉市）



出典：千葉市人口（各年 3 月 31 日現在）

図 6 出生率と合計特殊出生率の推移（千葉市）



出典：人口動態統計

※ 合計特殊出生率

1人の女性が生涯に生む子どもの数の平均値。15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを生むと仮定したときの子どもの数に相当します。

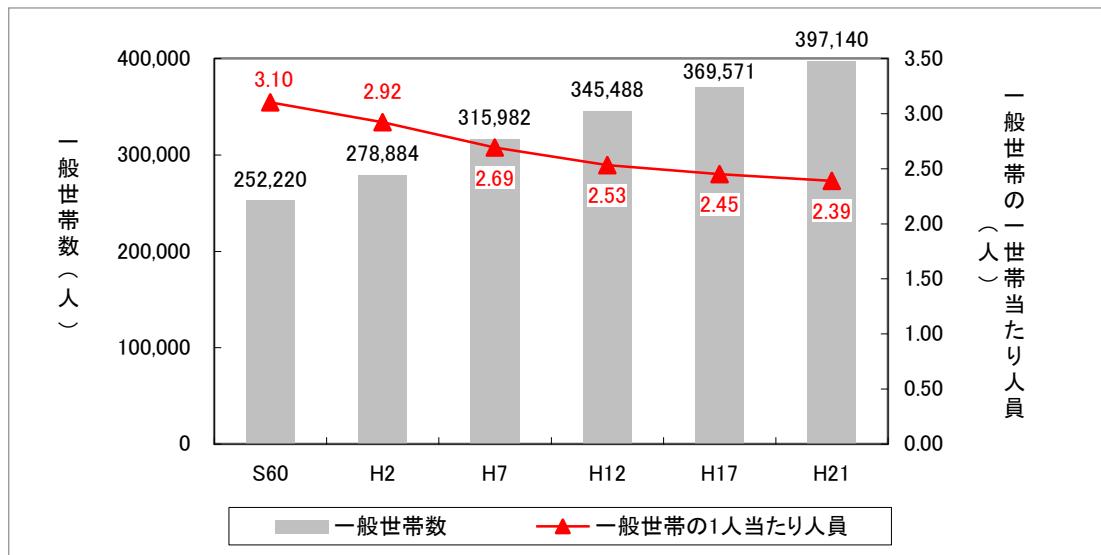
(3) 世帯

千葉市統計書（平成 20 年度版）による平成 17 年 10 月の一般世帯は、36 万 9,571 世帯であり、6 歳未満の子どものいる世帯は、4 万 89 世帯で全体の 10.8%、18 歳未満の子どものいる世帯は、9 万 2,870 世帯で全体の 25.1% となっています。

また、平成 21 年 4 月の推計人口では、一般世帯は 39 万 7,140 世帯、一般世帯の 1 世帯当たりの人員数は 2.39 人であり、一般世帯数の増加傾向に対し、1 世帯当たりの人員数は減少傾向にあります。

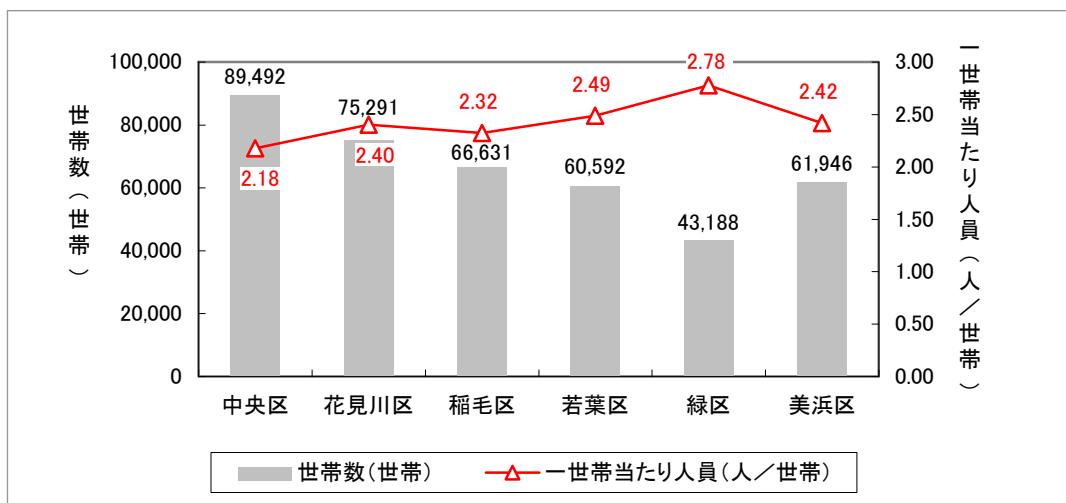
行政区別にみると、1 世帯当たり人員は 2.18~2.78 人となっており、地域によって差がみられます。また、世帯全体に占める 18 歳未満の子どものいる世帯の割合は、緑区は 36.8% と高い水準にありますが、その他の地域は 4 ~ 5 世帯に 1 世帯程度の割合となっています。

図 7 一般世帯数と世帯人員（千葉市）



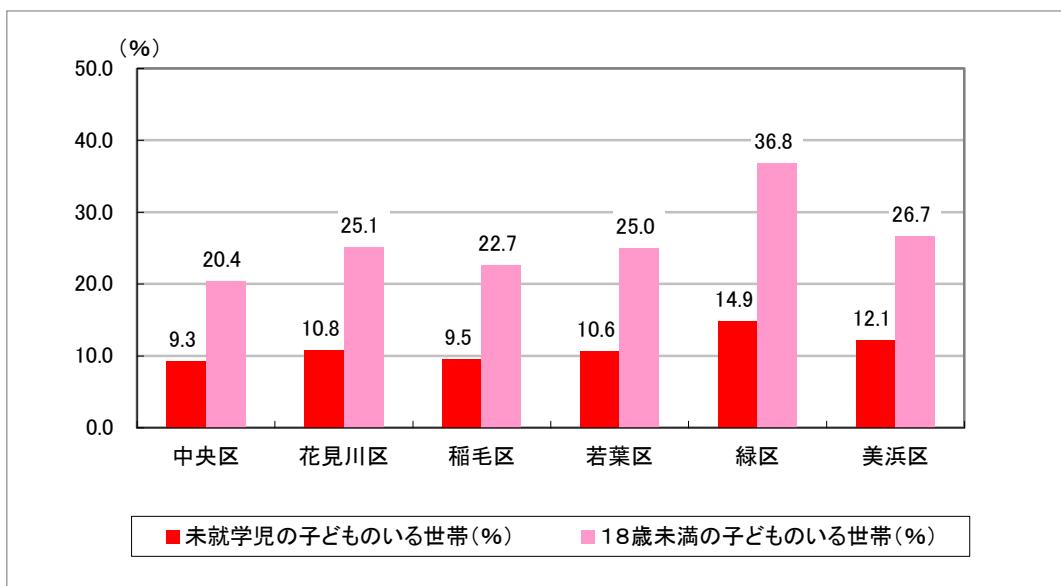
出典：総務省「国勢調査報告書」、平成 21 年は千葉市推計人口（平成 21 年 4 月 1 日）

図 8 行政区別の世帯数および一世帯当たり人員（千葉市）



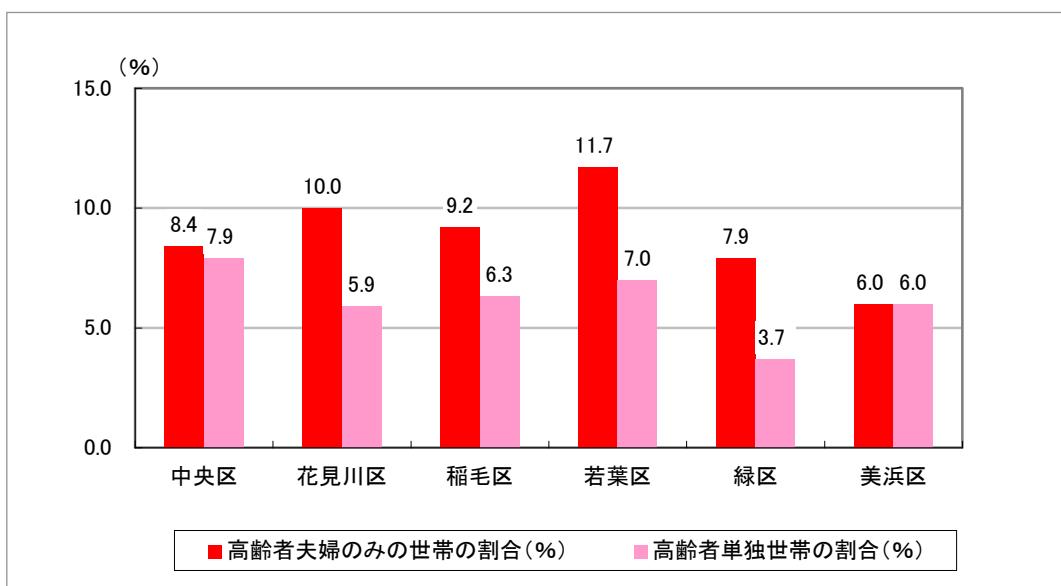
出典：千葉市推計人口（平成 21 年 4 月 1 日）

図9 行政区別の子どものいる世帯の状況（千葉市）



出典：総務省「国勢調査報告書」平成17年

図10 行政区別の高齢者のいる世帯の状況（千葉市）



出典：総務省「国勢調査報告書」平成17年

(4) 結婚

年齢階級別の未婚率は、男性、女性ともに全ての年齢階級で増加傾向にあります。

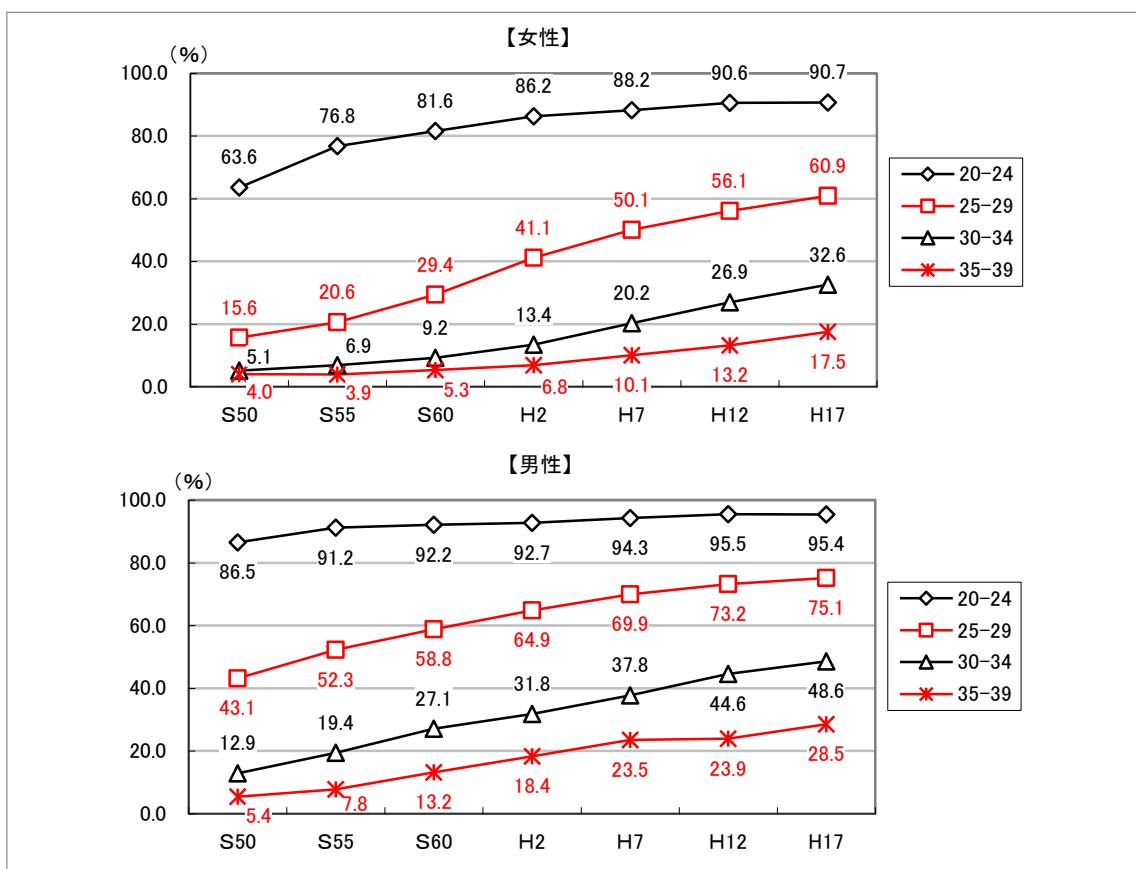
女性の20代後半では、平成2年から平成17年にかけて19.8ポイント、30代前半では19.2ポイントと、20歳代後半から30歳代前半で、未婚率が大きく増加しています。

一方、男性は30代前半で平成2年から平成17年にかけて16.8ポイント、30歳代後半では10.1ポイントと、30歳代の未婚率が大きく増加しています。

のことから、晩婚化に加え、非婚化が進行していることがうかがわれます。

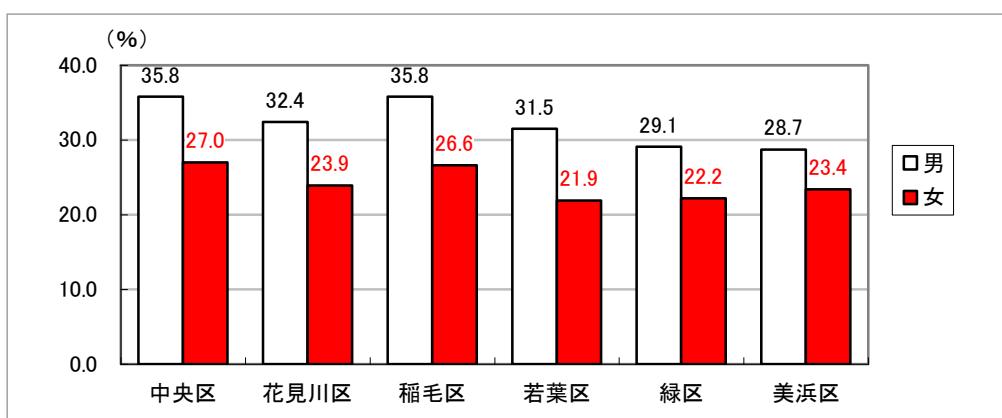
行政区別では、中央区、稻毛区の未婚率は、男性が35%を、女性が25%を超えていました。

図11 未婚率の推移（千葉市）



出典：総務省「国勢調査報告書」

図12 行政区別の20-39歳未婚率（千葉市）



出典：総務省「国勢調査報告書」平成17年

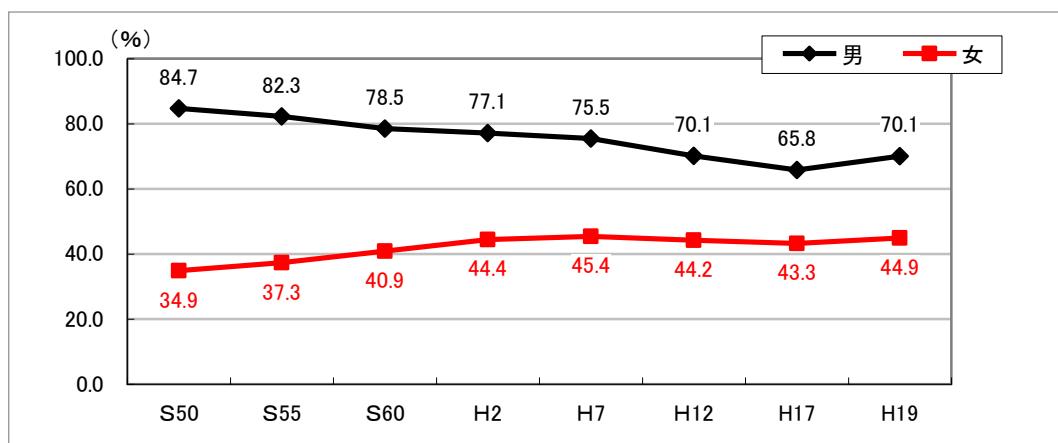
(5) 就業

平成 19 年の総務省統計局所管の就業構造基本調査（指定統計第 87 号）によると、千葉市の就業者数は、男性が 28 万 1,000 人、女性が 18 万 2,000 人で、就業率は、男性 70.1%、女性 44.9% となっています。

一方、近年の雇用状況は、非正規労働者の雇止めや内定取り消しなど雇用状況の悪化が進んでいます。平成 21 年 11 月に厚生労働省が発表した「平成 21 年度の高校・中学新卒者の就職内定状況（平成 21 年 9 月末現在）」及び「平成 21 年度大学等卒業予定者の就職内定状況（平成 21 年 10 月 1 日現在）」によると、高校新卒者の就職内定率は 37.6% で、前年同期を 13.4 ポイント下回り、大学の就職内定率は 62.5% で、前年同期を 7.4 ポイント下回っており、就業環境は厳しい状況にあります。

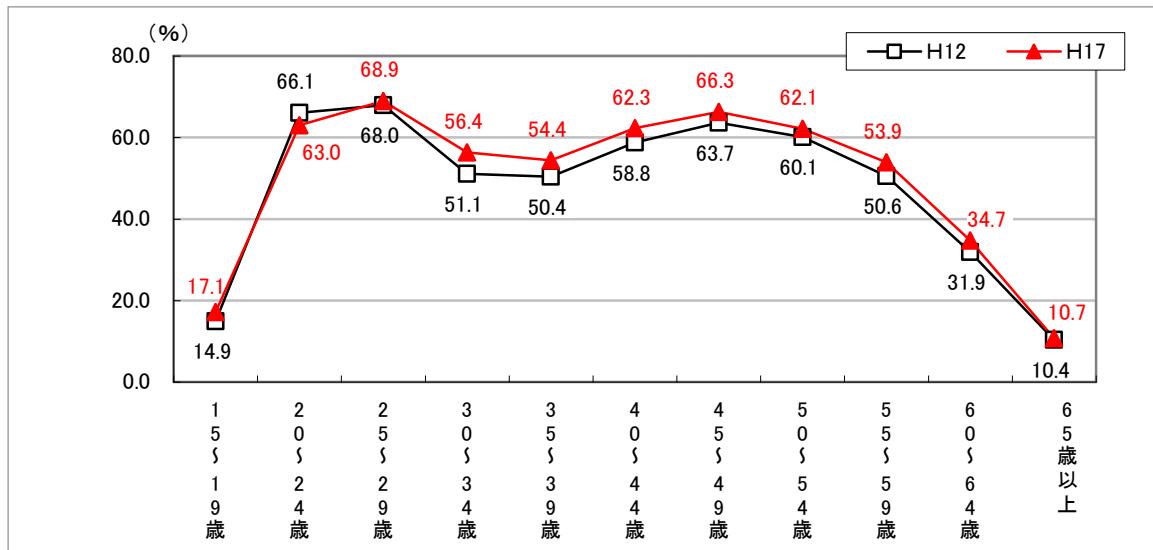
女性の年齢階層別労働力率を見ると、30~39 歳で労働力率が落ち込んだ後に高くなり、45 歳以上で低下しています。平成 12 年から平成 17 年までの 5 年間では、30 歳代前半から 60 歳代前半にかけて労働力率が増加しており、特に、30 歳代前半から 40 歳代前半にかけて大きく増加しています。

図 13 男女別就業率の推移（千葉市）



出典：総務省「国勢調査報告書」、平成 19 年は就業構造基本調査

図 14 女性の年齢階層別労働力率の推移（千葉市）



出典：総務省「国勢調査報告書」平成 17 年

(6) 社会的養護等の状況

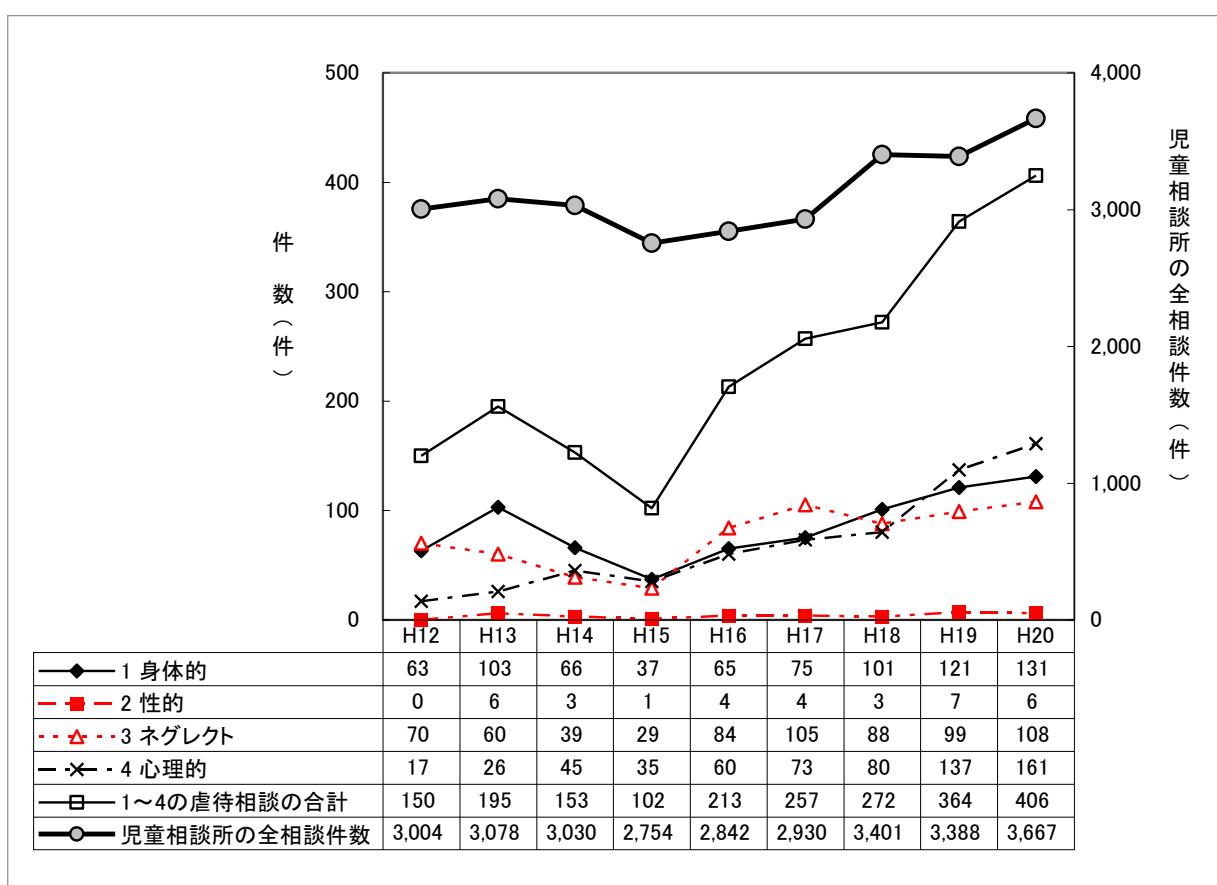
平成 20 年度の児童相談所の相談件数は、3,667 件で、障害相談が 1,926 件 (52.2%)、養護相談が 667 件 (18.2%)、育成相談が 527 件 (14.4%) となっています。

相談内容は、障害相談では知的障害が 1,585 件 (82.3%)、養育相談では児童虐待が 389 件 (58.3%)、育成相談では性格行動が 438 件 (83.1%) を占めています。

相談件数は、平成 15 年度以降に増加傾向に転じ、平成 18 年度には、3,400 件を超え、平成 20 年度には、3,600 件を越えています。

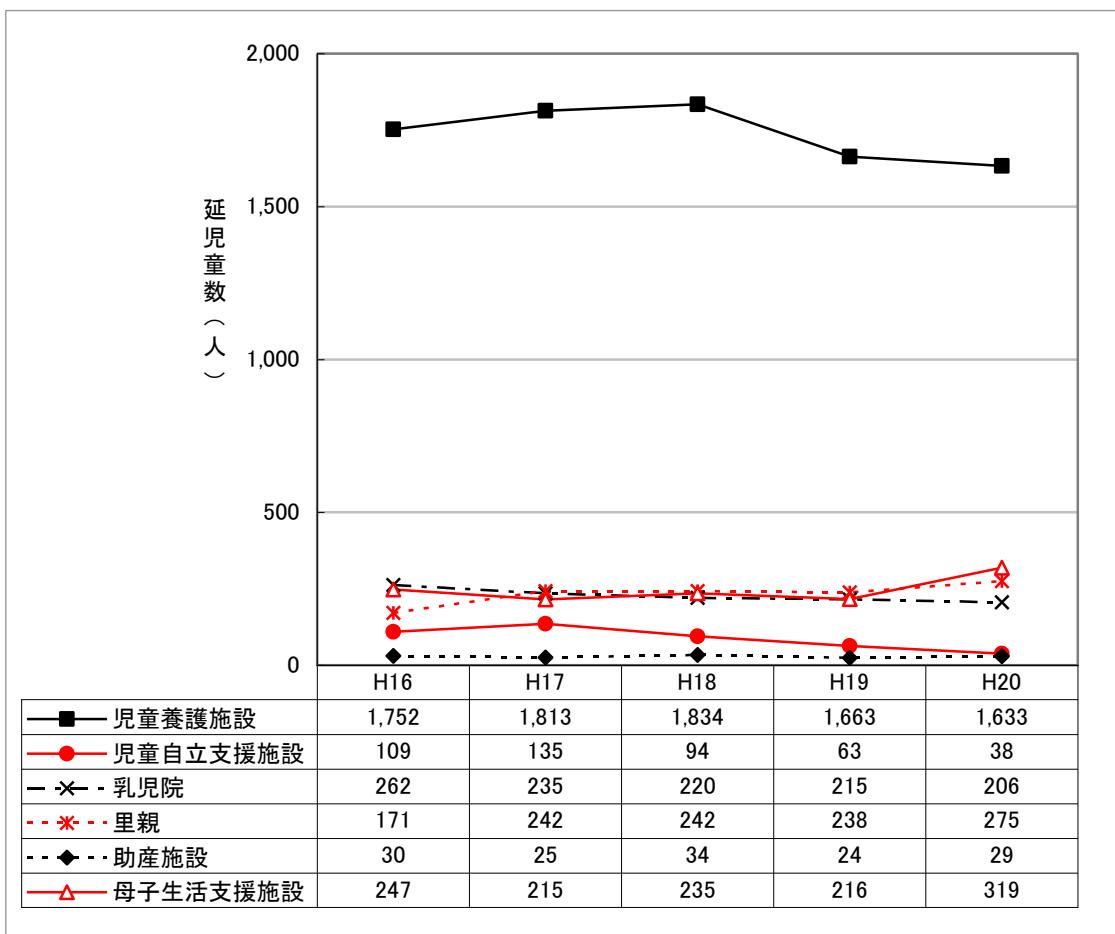
児童虐待の対応件数は、平成 15 年度の 102 件に対し、平成 20 年度は 406 件で、平成 15 年度以降大きく増加しています。

図 15 過去 9 年間の相談受理と虐待相談受付件数の推移（千葉市）



出典：市資料

図 16 児童福祉施設等の入所状況の推移（千葉市）



出典：市資料

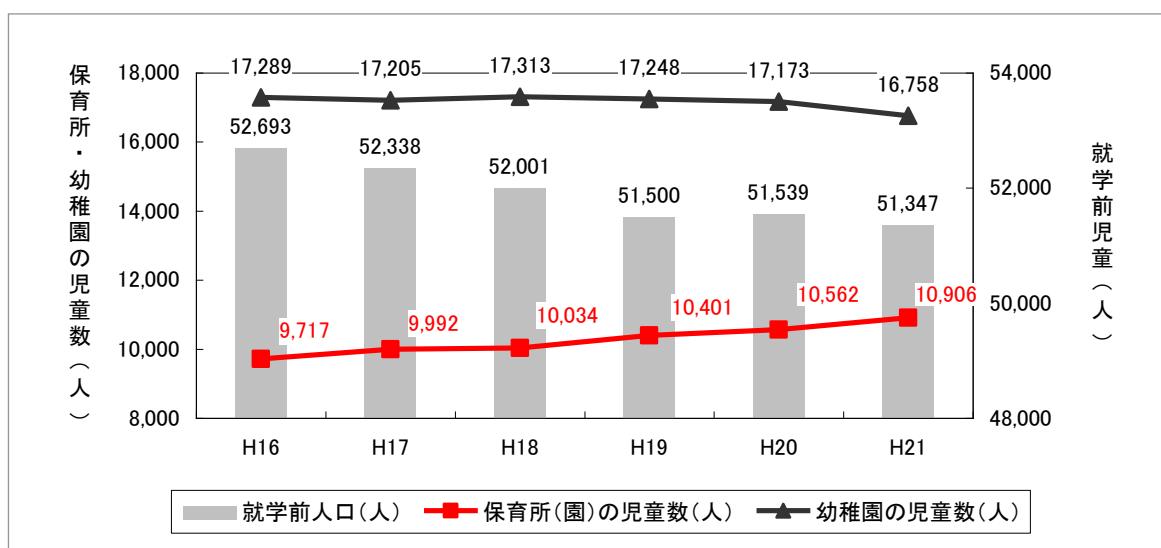
（7）就学前児童の状況

就学前人口は減少していますが、保育所（園）と幼稚園の在籍割合を見ると、保育所（園）の入所児が増加している一方で、幼稚園在籍児はほぼ横ばいから減少傾向にあります。

平成 20 年 9 月に「待機児童解消に向けた緊急 3 か年整備計画」を策定し、重点的な整備を行ってきましたが、経済状況の悪化などの影響により、潜在的な保育需要が顕在化し、平成 21 年 4 月現在、318 人の保育所待機児童が発生しています。

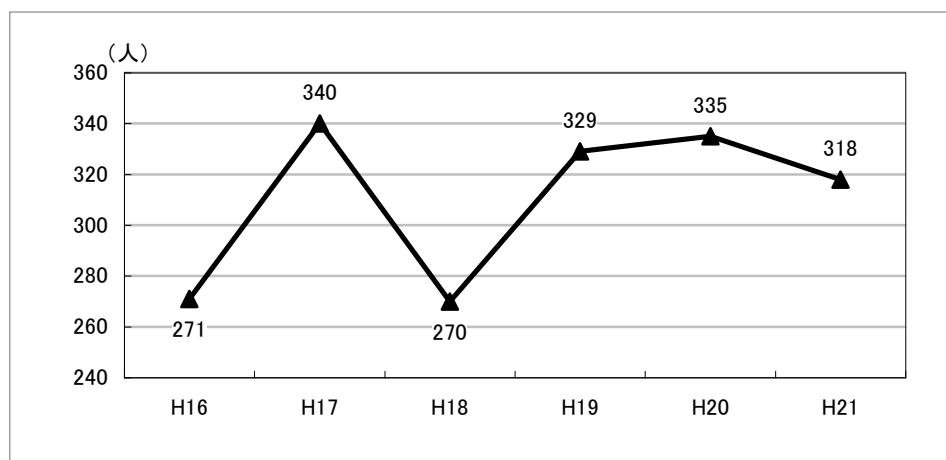
平成 22 年 2 月 1 日現在の認可保育所は、99 か所（市立 60 か所、私立 39 か所）設置しており、定員は 1 万 313 人、入所児童数は 1 万 1,404 人となっています。

図17 就学前人口、保育所（園）及び幼稚園の児童数の推移（千葉市）



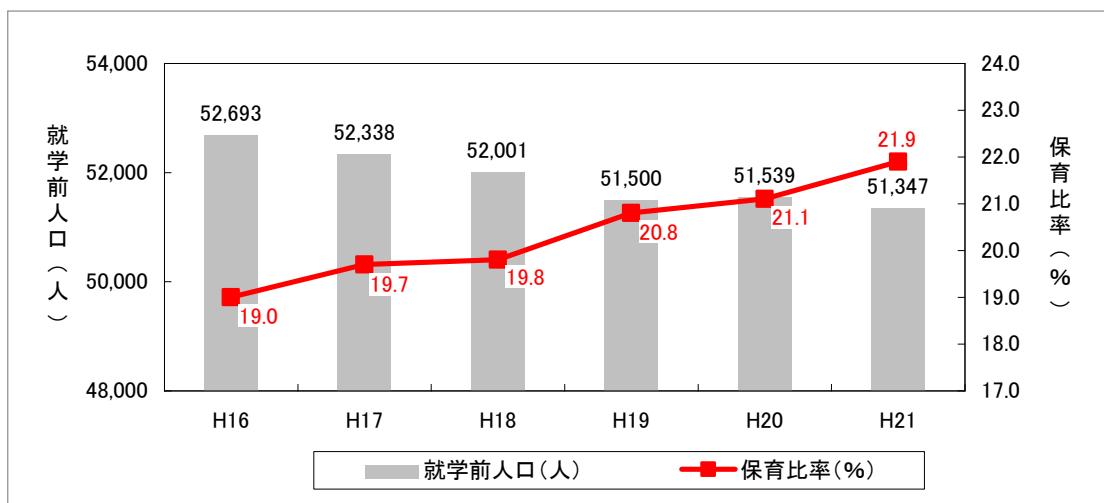
出典：市資料

図18 保育所待機児童数の推移（千葉市）



出典：市資料

図19 就学前人口と保育比率の推移（千葉市）



出典：市資料

3 計画策定の視点

（1）次代を担う子どもの参画 【図20・21 *P18】

少子化の進展により持続可能な地域社会が求められている現在、次代を担う子どもたちの意見は、まちづくりにおいても重要なものとなっています。しかしながら、ユニセフの調査等によると、日本の子どもたちの意識は、諸外国の子どもに比べ、孤独感、低向上心、将来への悲観が特徴であるとされています。

本市の中学生・高校生を対象としたアンケート調査では、「地域の環境や活動等について意見を発言したいと思わない」が約6割であり、その理由は、「めんどくさい」(40.5%)、「言いたいことがない」(34.5%)のほか、「意見を言っても地域は変わりそうもない」(33.2%)、などが上位を占めています。このことからも、他者との協働や主体的な活動の機会を増やすなどの社会との関係性の強化、すなわち子どもの自立を促すことが必要であることがわかります。

“まちづくり”とは、未来をつくることであり、未来を一番持っている子どもたちの意見が大切です。子どもたちが望む、希望を持てる社会を築くためには、子どもたち自身が考えることはもちろんですが、大人が手助けする環境を構築することも不可欠です。

また、次代を担う子どもたちの育成も重要であり、まちづくりや、日々の生活の中で様々なことを考え、積極的に意見を発することで、自分たちの未来は自分たちが決めていくとの気構えと責任を持ってもらうことも必要です。

（2）少子化に向けた社会全体の対応 【図22 *P19】

市民アンケートによると、核家族の進行や地域関係の希薄化などに伴い、子育てに対する不安感や負担感が増えており、共働き家庭のみならず、家庭で子育てをしている専業主婦などが育児不安を感じていることがわかります。

また、中学生・高校生を対象としたアンケート調査では、若者の結婚のきっかけには、理想と現実の間にギャップが見られるとともに、若い世代は非婚や晩婚を許容する傾向が見られますが、一方で、少子化に対する問題意識を持つ若者も増えてきています。

このようにしてみると、少子化が進行する要因の1つとして、市民の生活意識や価値観が変化している中で、今日の社会が、結婚や子育てをデメリットと感じさせるような仕組みになっていることが考えられます。

そのため、行政のみならず企業や地域などが連携し、結婚・出産・子育てといった各ライフステージにわたり、教育や文化、就業、住宅などの様々な生活の局面において、子どもを産み育てたいと思える環境をつくることが求められています。

（3）安心感の得られる子育て支援の仕組みづくり 【図 23 *P20】

本市では、保育所（園）の充実を図ってきましたが、利用希望者はそれを上回る勢いで増加してきており、待機児童の解消には至っていません。

「保育に欠ける児童への対応」は、児童福祉行政にとって、重要な使命の一つであり、早急な対応が求められています。また、保育等に関するニーズ調査によれば、保護者の就労形態の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズも多様化していることがうかがえます。

一方、障害児に対してはライフステージにわたり継続したサービスを受けられる体制が、ひとり親世帯の増加に対しては就労支援などによる自立支援の推進が重要です。

すべての家庭が安心して子育てを行えるためには、このようなセーフティネットの環境整備を進めることが大切です。また、その上で、生活スタイルや価値観の多様化に伴い、子育てニーズに対応した支援を行うことが望まれます。

（4）市民参画による次世代の育成 【図 24 *P20】

アンケート調査では、「夫の理解や協力」が、少子化対策の重要な鍵になっていることがうかがわれ、現在、子育て中の家庭では、夫の育児参画がこれまでよりもさらに求められています。

一方、本市には、団塊の世代が多く居住しており、また、就業者の多くが「被雇用者」として都心に通勤しています。これら団塊の世代が引退過程に入っていることから、今後は、これまで培ってきた多様な経験、技術、知識などを地域のために活かすことが求められており、特に、この世代の女性は子育て経験者として、若い母親の精神的、技術的なアドバイザーになることも期待されます。

また、中学生・高校生などが子育てに関わることは、子どもや家庭への関心を高めるために有効であり、子育てへの意識、社会への参加の意識を育てるにもつながります。

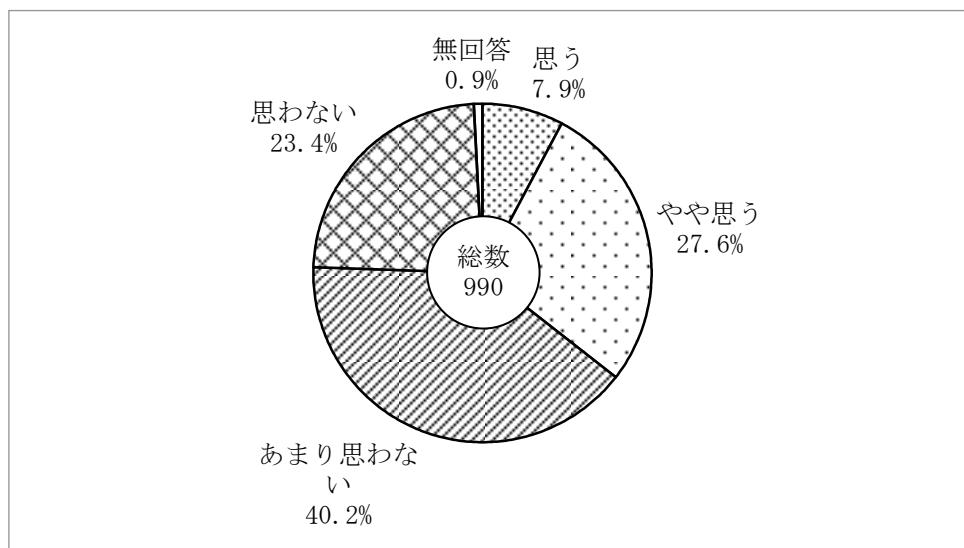
このように、市民の各層が、それぞれの立場で地域の子育てに関与することが望まれます。

（5）利用者の視点に立ったサービス・施設活用 【図 25 *P21】

共働きの家庭、核家族、三世代家族、母子家庭、父子家庭、その他の養育家庭など、さまざまな家族の姿があり、生活スタイルや価値観も多様化してきています。そのため、画一的な子育て支援サービスの提供では、ニーズへの的確な対応は困難です。利用者の声に耳を傾け、多様なニーズに対する総合的な取り組みとともに、個別ニーズに対する柔軟かつ専門的な取り組みが求められています。

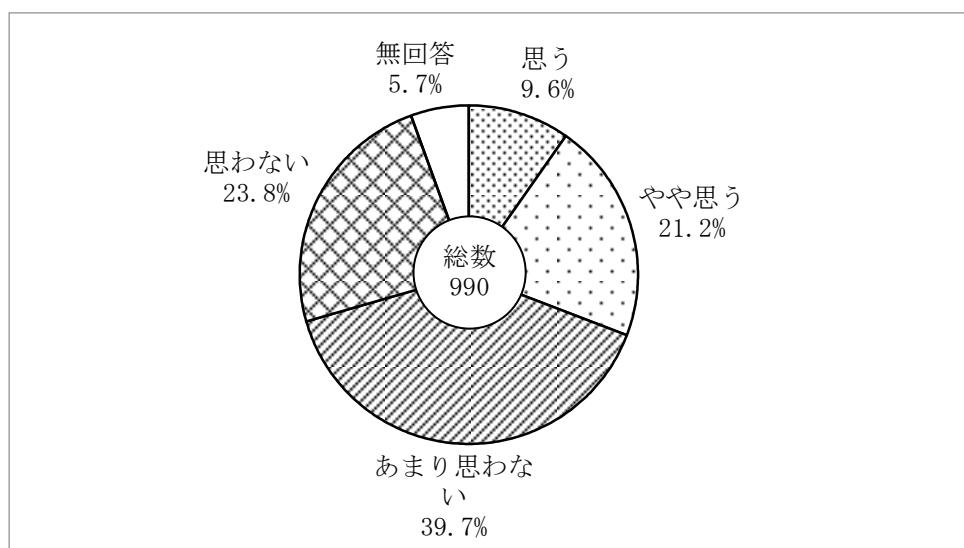
厳しい行財政運営の中で、ニーズの拡大と多様化への対応を図るために既存サービスの統廃合や地域の公共施設等を活用するとともに、子どもや子育て家庭に身近なところで利用しやすい環境の整備も大切です。

図 20 大人と子どもが学校などで一緒に話し合う場への参加意向（中学生・高校生調査）



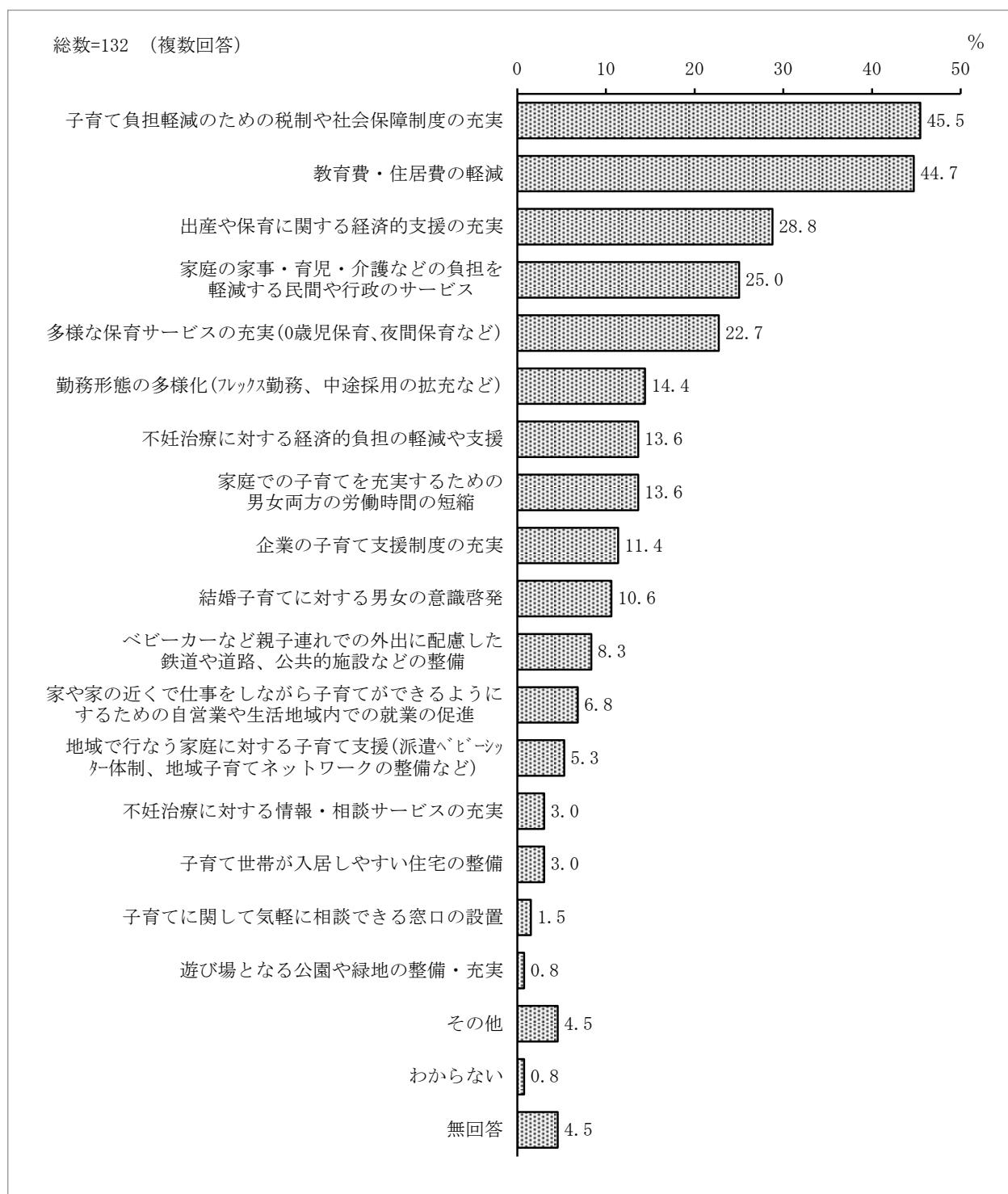
出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

図 21 地域の環境や活動等についての発言意向（中学生・高校生調査）



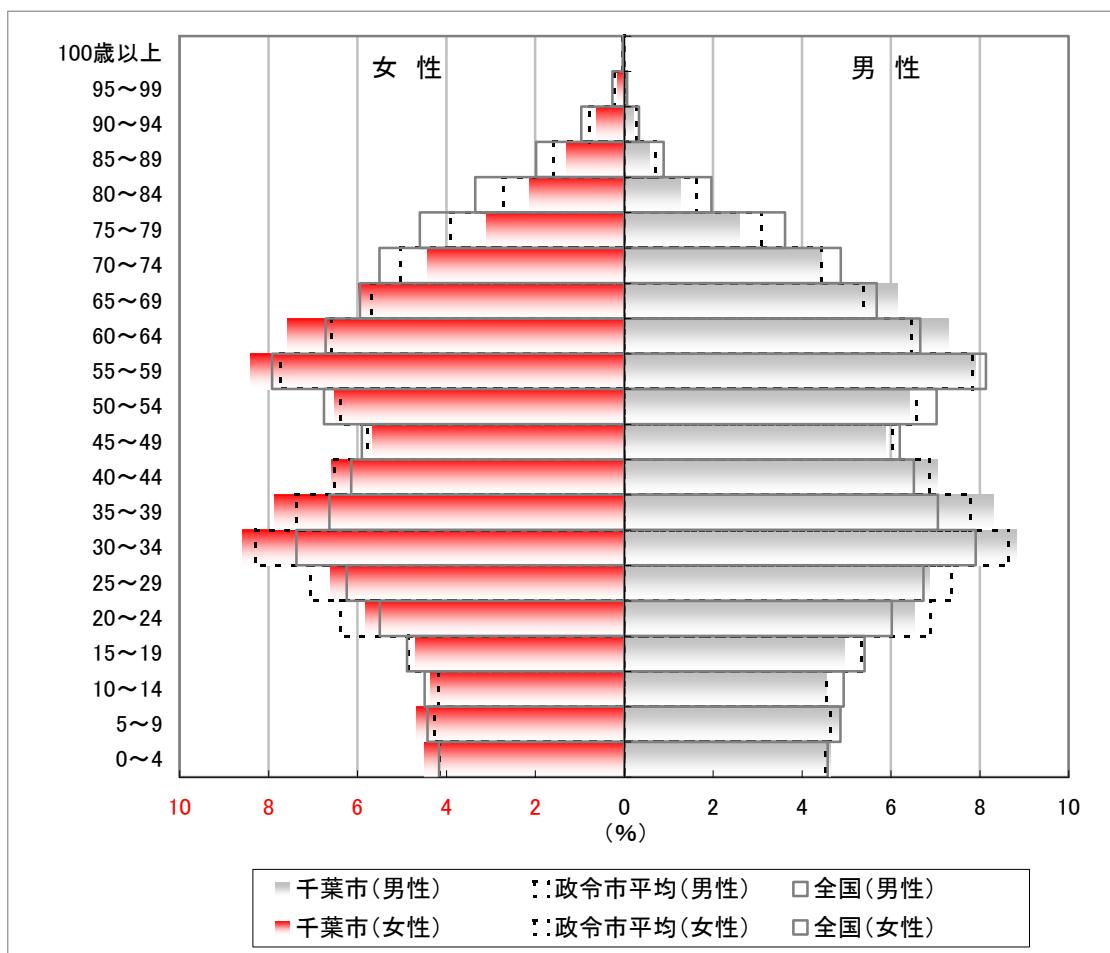
出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

図22 少子化を抑えるために必要な対応（20代・30代調査）



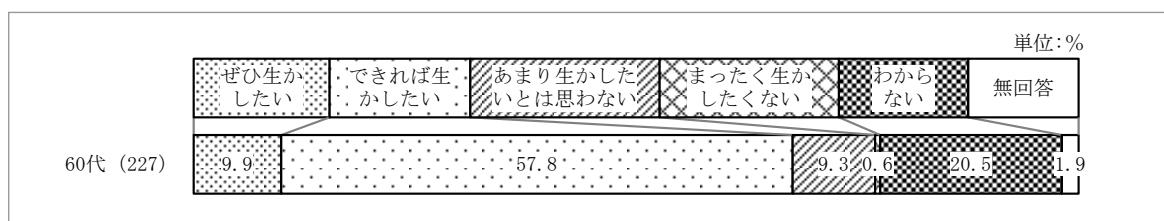
出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成21年

図 23 千葉市・政令市・全国の人口ピラミッド



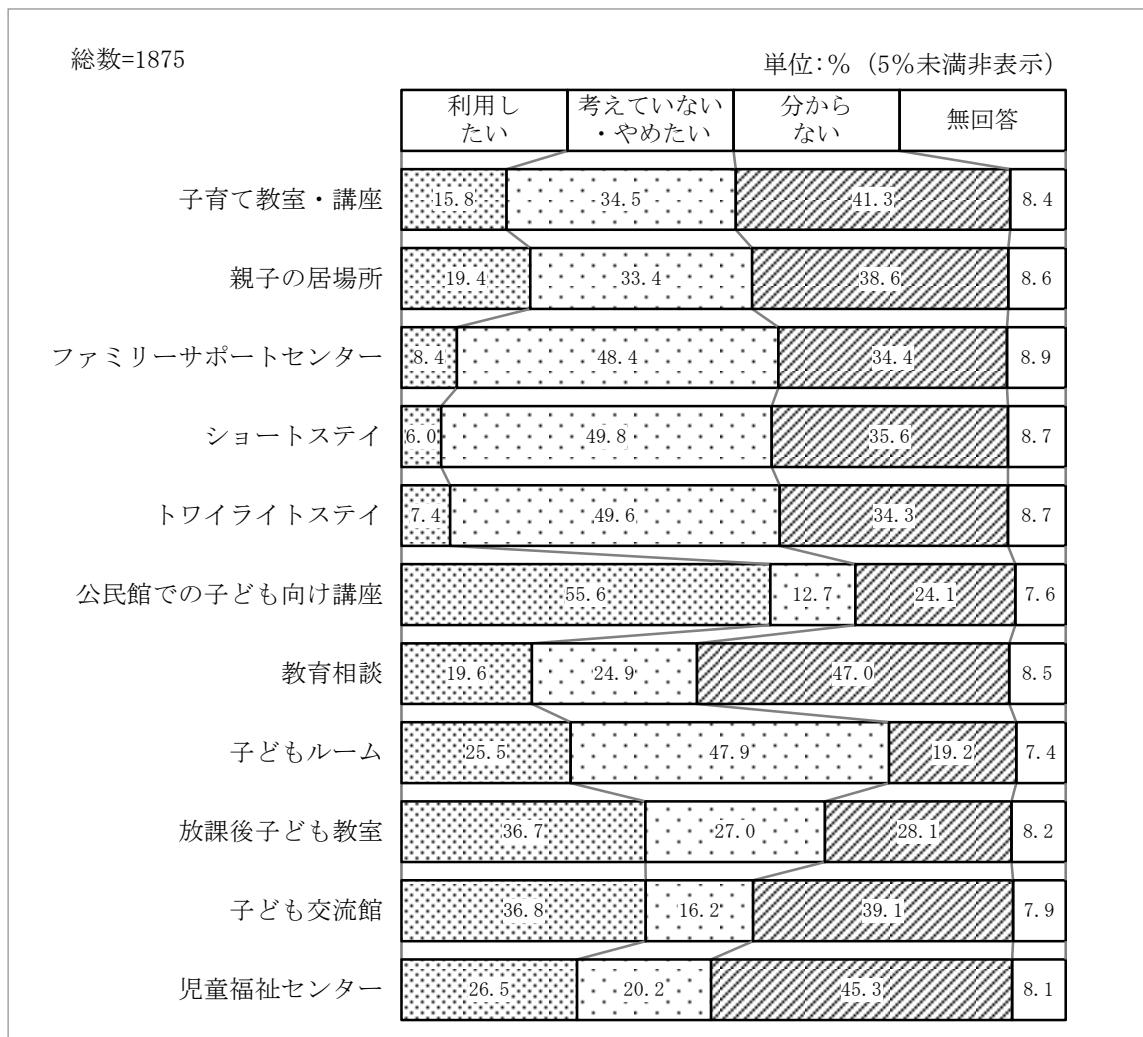
出典：総務省「国勢調査報告書」平成 17 年

図 24 自分の知識・経験等を地域活動において生かす意向の有無（60 代調査）



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

図 25 市が行なっている子育て支援策「利用意向」(小学校児童家庭調査)



出典：千葉市「子育て環境に関するアンケート調査報告書」平成 21 年

4 計画の構成

(1) 計画の構成

子どもを取り巻く環境は、核家族化や少子化、長期の不景気による就労環境の悪化、近隣関係の希薄化など、様々な変化が見られる中で、家庭や地域における育児力が低下し、育児に対する負担感の増加や育児不安などから、児童虐待やひきこもり、不登校、家庭内暴力など子どもたちの健やかな成長を妨げる問題が発生しています。特に、児童虐待については、相談件数が増加しており、発生予防から早期発見・早期対応への取り組みの強化が求められています。

また、平成21年度に実施したアンケートによると、就労していない母親の就労希望は8割を超える、パートタイム・アルバイト等による就労希望が多いことなどから、就労形態の多様化に伴い、保育サービスに対するニーズも多様化しており、仕事と子育ての両立のための基盤整備のニーズが伺えます。

こうした子育て家庭の就労と子育ての両立を支援するために、保育ニーズの動向を見ながら、保育サービスの量的な整備を進めるとともに、一時預かり、延長保育などの多様な保育サービスの充実と質の向上も求められています。

さらに、「子育て」に加えて、子どもたちが健康で豊かな心を持つ人間として成長し、自ら「生きる力」を身に付けていくといった「子育ち」が問われる今、「子どもの視点」に立ったまちづくりや環境整備も重要です。子どもたちを子育て支援の「対象」としてのみとらえるのではなく、次代の親となるべき世代としてとらえ、子どもたちが市の施策や地域活動に主体的に参画し、自らの意思でまちづくりを進めていくようにすることも必要です。

これらのこと踏まえ、すべての子どもと子育て家庭への支援という視点のもとに、”子どもを産み育てたいと思うまち「ちば」の実現”を基本理念として、前期計画を引き継ぐとともに、新たな課題として、子どもの参画の推進、児童虐待への対応や社会的養護体制の充実・強化、仕事と家庭の両立支援に対応していくため、9の基本目標と28の基本施策を設定しました。

*平成23年4月に、「千葉市青少年育成行動計画」の編入に伴う一部変更を行い、1の基本目標と2の基本施策を追加

(2) 基本理念

子どもを産み育てたいと思うまち「ちば」の実現

未来を担う子どもたちが、心豊かに健やかに育つことは、本市の明るい未来への発展につながります。

しかし、少子化をはじめ、核家族化の進行、地域社会の変化等による近隣関係の希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化する中で、子育て家庭が孤立して子育てに悩むことがないよう、子育て支援サービスの更なる充実とともに、子どもたちの健やかな成長と自立の支援に取り組むこととし、すべての子どもと子育て家庭への支援という視点のもとに、”子どもを産み育てたいと思うまち「ちば」の実現”を基本理念とします。

この基本理念の実現に向け、本市の課題等をふまえ、重点的に推進する取り組みを重点事業として位置づけ、「II各論」に掲載する個別事業のなかから、優先的に取り組んでいきます。

計画全体の指標

成 果 指 標	21 年度	26 年度目標
千葉市に住み続けたいと思う割合	72.5%	75.0%
子育て支援サービスは充実していると思う割合	21.0%	26.0%

まちのイメージ1

- ◆ 安心して子どもを産み、楽しく、健やかに育てることができる「子育てにやさしいまち」を目指します。
 - 1-1 信頼できる情報や仲間によって、子育てに関する不安や負担感が軽減されている。
 - 1-2 子ども連れの人たちが、安心して外出したり、生活できる。
 - 1-3 子育て中の人が孤立しないで、地域の人々とともに思いやりを持って生活できる。
 - 1-4 子育てしながら安心して働くことができる。

重点事業

- 1-1 子育てハンドブック作成、子育てマップの作成、子育て支援館の運営、地域子育て支援拠点事業
- 1-2 若年世帯(子育て世帯)の居住支援、学校セーフティウォッチ事業、こども110番のいえ、鉄道・モノレール駅舎のエレベーター等整備、公共施設における子育てバリアフリー化
- 1-3 ファミリー・サポート・センター事業
- 1-4 認可保育所の整備等、休日保育事業、一時預かり事業、特定保育事業、延長保育事業、家庭的保育事業、病児・病後児保育事業、子どもルーム整備事業、子どもルーム運営事業

まちのイメージ2

- ◆ 「未来を担う子どもたちが、大きな夢を持ち、明るく心豊かに育つまち」を目指します。
 - 2-1 子どもが安心してのびのび遊び、活動できる。
 - 2-2 子どもたちが自立し、社会に参加できる。
 - 2-3 子どもたちの意見をまちづくりに反映できる。

重点事業

- 2-1 放課後子ども教室推進事業、子どもの居場所のありかた、子ども交流館の運営、子どもたちの森公園プレーパーク運営
- 2-2、2-3 こどもの力(ちから)フォーラムの開催、子どものまち開催

(3) 10の基本目標と30の基本施策

■基本目標1 次代を担う子どもの参画の推進

—— こどもが将来に夢や希望を持てるように ——

次代を担う子どもが成長し、社会の一員として一定の役割や責任を担うことを支えるとともに、自らの選択と意思決定によって自分の考えを表明できる主体性をはぐくみ、「自立する力」「生きる力」を身につけていくよう、「1 こどもの参画によるまちづくりを推進する」「2 こどもの自立を支援する」の2点を推進し、「将来に夢や希望を持てるまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事業名	事業内容
子どもの参画基本計画の策定	子どもの参画の理念と方向性を整理し、普及啓発や推進体制の整備、施策展開やモデル事業の実施などのアクションプログラムを「子どもの参画基本計画(仮称)」として策定します。
子どもの力(ちから)フォーラムの開催	子どもの参画を中心に、子どもを取り巻く様々な課題について、子ども、市民、専門家、行政とともに考える「子どもの力フォーラム」を、開催します。
子どものまち開催	子どもたちが多様な体験を通じて、対人関係や問題解決能力などの社会性を涵養する“子どものまち”を、子どもの参画を担う子どもたちを育成する仕組みとして位置づけ、開催します。
「子どもに信頼される大人」に関する調査研究	子どもの居場所において、日々、子どもたちを見守るとともに、その相談等に応じるプレーリーダー等の「信頼できる大人」に求められるスキル(職能)と、それらを備えた人材の育成手法や登用手法等について調査研究を行い、人材の育成・登用の事業化について検討します。

■基本目標2 子育て家庭の「育児力」の向上

—— 自信とゆとりを持って子育てできるように ——

少子化の進行は、核家族、都市化の進展とあいまって、家庭、地域の育児力の低下をもたらし、家庭では、子育ての孤立感・負担感の増大や育児不安などのさまざまな問題が生じています。子どもにとって一番重要なのは家庭であることから、家庭の育児力が向上するよう、「3 子育てに必要な情報を得られるようにする」、「4 子育ての不安や悩みを解消し、家庭の子育てを支援する」、「5 子育て家庭を経済的に支援する」の3点を推進し、子育て家庭が自信とゆとりを持ち、「子育てに喜びや楽しみを実感できるまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事業名	事業内容
子育てハンドブック作成	各種子育て支援サービス等が、利用者に十分に周知されるよう、「子育て支援」、「各種助成制度」など、各種行政サービス等の概要を説明した冊子を、保健福祉センターなどで配布します。

子育てマップの作成	千葉市ホームページで提供しているちば案内マップを活用して、子育て支援サービスや施設案内などの情報を、地図上に見やすくまとめた子育てマップを作成します。また、携帯電話で外出先からの利用も可能とします。
子育て支援館の運営	子育てを総合的に支援する基幹型子育て支援センターとして、親子の自由な交流・情報交換の場、各種子育て相談、育児講座、ファミリー・サポート・センター事業などを実施します。
地域子育て支援拠点事業	乳児または幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。
子どもの医療費に対する助成	保険診療の範囲内で、保護者負担額を除いて医療費の自己負担額を助成します。

■基本目標3 地域の「育児力」の向上

—— 地域全体で子育てを支える ——

これまで、子どもは家庭と地域で育てられていましたが、核家族化や高齢化の進行により、地域のかかわりが希薄になり、地域の育児力の低下が、親同士・子ども同士のふれあいの減少や子育ての孤立化などの問題をより深刻にしています。

そこで、子育ての経験が豊かな中高年の方々や高齢者、青少年など、さまざまな世代が次代を担う子どもの育成にかかわったり、市内の公共施設などで子どもが活発に活動できるよう、「6 地域における子どもの居場所を確保する」、「7 地域における子どもの活動の機会を提供する」、「8 学校・家庭・地域の連携と子育てを支える人づくり」の3点を推進し、「地域全体での見守りや助け合いなどの子育てを支えるまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事 業 名	事 業 内 容
子ども交流館の運営	こどもの参画の推進および児童の健全育成の拠点施設として、市内の中心部に、こどもたちの交流の場、スポーツ・音楽など、こどもたちのさまざまな活動を支援します。
放課後子ども教室推進事業	放課後の児童の安全・安心な居場所づくりのため、小学校の校庭や体育館、余裕教室等を活用し、地域の人たちや保護者等のボランティアによる協力を得て、スポーツ・文化活動、学習機会の提供等を実施します。
子どもの居場所のあり方	子どもの居場所について、あり方を検討し、子どもの居場所に関する方針を作成します。
青少年育成委員会活動事業	地域住民の青少年問題に対する共通の理解を深め、地域における青少年問題関係機関・団体の相互の連絡調整を図りながら地域ぐるみで青少年の健全育成活動を総合的に推進する青少年育成委員会の活動を支援します。
青少年相談員活動事業	地域社会での青少年育成活動の積極的な推進を図るため、青少年と一緒に、ともに喜び、ともに語り、青少年のよき相談相手となることを目的とする青少年相談員の活動を支援します。
ファミリー・サポート・センター事業	こどもを預かってほしい会員に対して、育児を応援したい会員を紹介し、会員相互の援助活動を支援します。

■基本目標4 仕事と家庭生活の両立支援

—— 働きながら子育てをする ——

働く女性が増え、結婚・出産に対する価値観が変化する一方で、働き方も多様化しています。家庭では、父親の子育てへの参画を促進し、ともに喜びを共有しつつ、職場においても仕事と子育ての両立ができるよう、環境の整備が求められています。

そこで、働き方や子育てに関する男女の関わり方の多様化に対応し、仕事と子育てを両立できるよう、「9 仕事と家庭生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」、「10 男女が共に担う家庭生活づくり」、「11 質の高い多様な保育サービスを提供する」の3点を推進し、それぞれの家庭に合ったサービスを選べるなど、「仕事と家庭生活が両立できるまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事 業 名	事 業 内 容
ワーク・ライフ・バランスの推進	仕事と家庭生活の調和の重要性を理解し、働き方を見直す契機とするため、仕事と家庭生活の調和の推進の一環として、一斉定時退庁(8月・11月)を実施します。
男女共同参画事業者登録制度	仕事と子育ての両立支援、性別に関わらず登用するなど、男女が共に働きやすい職場環境づくりをしている企業を募り、登録事業者とし、登録証を発行します。
就職サポート事業	就職者に職業適性や面接の対処方法、履歴書や職務経歴書の書き方指導などの個別指導を行います。
認可保育所の整備等	「待機児童解消に向けたアクションプラン2010」に基づき、既設の保育所・幼稚園等の既存施設も有効に活用しながら、保育所の新設・増改築・定員変更等を継続・拡充します。
働き方に合わせた多様な保育サービスの提供	保護者の就労形態の多様化に対応するため、利用者の保育ニーズを十分に踏まえ、サービスの充実に努めます。 休日保育、一時預かり、特定保育、延長保育、産休明け保育、障害児保育など
子どもルームの充実	就労等で昼間保護者のいない家庭の主に小学生低学年児童に、遊びや生活の場を確保し、その健全な育成を図るための環境整備を推進します。
保育所・子どもルーム以外での多様なサービスの提供	保育所以外でも提供される多様なサービスについて、利用者の選択の幅を広げます。 家庭的保育事業、病児・病後児保育事業

■基本目標5 子どもと母親の健康づくり —— 安心して子どもを産み育てられるように ——

核家族化の進行や生活環境の変化、晩婚化等による高齢出産など、子どもと子育てをする親の心身の健康を取り巻く環境は大きく変化しています。

母親と子どもの心と体を守る健診体制、相談訪問体制の充実など、関係機関との連携を強化し、妊娠・出産や子育て等への不安を軽減していくことが求められています。

そこで、妊娠、出産、育児などの各段階で、母と子の心と体の健康が保持、増進されるよう、「12 安心できる出産・育児と子どもの健康増進を図る」、「13 安心して医療を受けられるようにする」、「14 食を通じて心身の健全育成を図る」の3点を推進し、「安心して子どもを産み、ゆとりをもって育てられるまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事 業 名	事 業 内 容
エンゼルヘルパー派遣事業	妊娠中、出産後4か月以内で昼間、介護者がいない核家族世帯等に、委託業者からヘルパーを派遣し、家事及び育児に関するサービスを提供します。
健康診査等	保健所・保健福祉センター、協力医療機関等において、各種健康診査を実施するとともに、妊娠婦や乳幼児の保護者に対して、各種相談・助言等を行い、受診率の向上を目指します。
育児サークルの支援	育児のための知識の普及と子育てのできる仲間づくりを目的とする育児サークルを支援します。
健康づくり推進事業	学校における食育指導(給食時間・総合的な学習の時間・家庭科・クラブ活動)を行います。
地域における食育の推進	食生活改善推進員などのボランティアや関係機関・団体と連携して、親子・子ども料理教室を開催するなど、地域における食育を推進します。

■基本目標6 次代を担う子どもをはぐくむ教育の充実 —— 心身ともに豊かな子どもを育てる ——

家庭はやすらぎの場であると同時に、子どもがしつけや基本的な生活習慣を身につける教育の場でもあります。

そのため、家庭の教育力の向上に向けての取り組みを進めるとともに、子どもの発達段階に応じて、子どもの主体性や創造性をはぐくみながら、豊かな個性を持つ人間として成長し、情報化や国際化の進展など社会状況の変化へ適切に対応できる力を身につけられるようにしていくことが課題です。これらをふまえ、「15 次代の親への意識づけを図り、家庭の教育力を高める」、「16 すべての子どもがいきいきと学べる学校教育を目指す」、「17 多様な体験を通じて豊かな心身をはぐくむ」、「18 幼児教育の充実を図る」の4点を推進し、子どもが「心身ともに健やかに育つまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事 業 名	事 業 内 容
子育ての手引き配布 (家庭教育資料作成事業)	小・中学校入学時の保護者及び小学校5年生の保護者に、子育て支援の一環として子育ての手引「家庭教育応援します～親ナビ」を配布します。
思春期保健対策事業	生命の尊厳について学び、父性母性の涵養を図ることを目的とし赤ちゃんとふれあう体験学習を実施します。また、思春期のこども及びその保護者等に対して思春期の心とからだの発達と特徴、その対応について知識の普及・相談を実施し、今後、内容の充実を図ります。
ブックスタート	絵本を通じて親子のふれあいやきずなを深める「ブックスタート」を実施します。
特色ある学校づくりの推進	各学校の自主性・自律性の確立のため、学校の裁量で執行可能な予算を措置することにより、地域の実情に応じた総合的な学習や体験的な学習など、各学校の創意工夫を生かした特色ある教育活動の積極的な支援を行います。
スクールカウンセラ一活用事業	いじめや不登校などに対応するため、中学校にスクールカウンセラーを配置し、中学校区の児童生徒、その保護者、教職員からの悩み等の相談にあたります。
幼保小関連教育推進事業	近隣の幼稚園・保育所(園)・小学校間の交流を通して、幼児教育から小学校教育の円滑な接続を図ります。
幼児教育支援センター事業	幼児教育から小学校教育への円滑な接続をめざし、幼児教育に関する講座の開催や相談を実施し、保護者等を支援します。

■基本目標7 子どもと子育て家庭にやさしいまちづくり
—— 子どもがのびのびと育つ環境をつくる ——

ゆとりあふれる中で子育てを行い、子どもが心身ともに健やかに成長していくためには、安らぎを感じる豊かな自然環境を保全し、子どもがのびのびと活動できる遊び場や子育てに適した住まいが確保されること、道路などのバリアフリー化など、子どもや子育て家庭にやさしい安全で快適な生活環境を整備していくことが重要です。

そこで、「19 子育て家庭が安心して外出できるようにする」、「20 子どもが自然と触れ合う身近な遊び場を確保する」、「21 子育て家庭が住まいを得やすいように支援する」の3点を推進し、「心豊かなゆとりある子育て生活を送れるまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事 業 名	事 業 内 容
鉄道・モノレール駅舎のエレベーター等整備	高齢者、障害者、妊娠婦等の鉄軌道利用の安全・円滑化を図るため、駅舎内外の昇降装置の整備費補助を行います。

公共施設における子育てバリアフリー化	本庁・区役所などの公共施設におけるバリアフリー化の状況を把握するとともに、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッド、授乳室、キッズコーナー等の設置を推進します。
子どもたちの森公園 プレーパーク運営	こどもたちが自然の中で自分の責任でのびのびと自由に遊べる場を運営しています。
若年世帯(子育て世帯)の居住支援	特定優良賃貸住宅の入居収入基準の下限の緩和を行い入居しやすくします。一定の要件を備えた子育て世帯の入居者負担額を5年間据え置きます。また、特定優良賃貸住宅の一部を市営住宅として借上げ、若年世帯の入居を支援します。
子育てに関する情報を含めた住情報の提供	子育て家庭の住まい選びなどに際して必要な子育てに関する情報を、住まいに関する情報と併せて提供できるよう、「すまいアップコーナー」でのサービスの拡充とホームページの内容の充実を図ります。

■基本目標8 支援が必要な子どもと家庭への対応
—— 自立に向けて支援する ——

児童虐待の件数は、年々増加しており、発生予防から早期発見・早期対応・家庭復帰まで総合的に取り組むことが重要です。また、ひとり親家庭では、子育てに関する悩みや経済的な悩みが見られ、子育て・生活支援の充実が求められています。さらに、障害のある子どもについては、障害のない子どもとともに成長できるような配慮が必要です。

そのため、子どもが社会の一員として自らの能力や意欲を生かし、社会参加できる権利が保障されるよう、「22 社会的養護体制の充実を図る」、「23 子どもの虐待とDV被害を防ぐ」、「24 ひとり親家庭の自立を支援する」、「25 障害のある子どもを支援する」の4点を推進し、「こどもが社会の一員として自らの能力や意欲を生かして社会参加できるまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事 業 名	事 業 内 容
児童養護施設	保護者がいない、または保護者等の事情により家庭での養育が困難な児童を施設に入所させ、生活、学習などの指導育成を行い、自立への支援を行います。また、家庭的環境の確保など機能の拡充や職員の専門性の向上及びケアの質の向上を図ります。
オレンジリボンキャンペーン	増加傾向にある子どもの虐待を防止するため、子どもの虐待に対して市民の意識を高める啓発活動を行います。
育児支援家庭訪問事業	4ヶ月、1歳6ヶ月児、3歳児健康診査等の結果、様々な原因で育児不安の強い家庭、育児ストレス等の問題によって、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭、または虐待に至る恐れ等のリスクを抱える家庭に対する育児指導等を行います。

配偶者暴力相談支援センター	配偶者暴力相談支援センターを設置し、DV被害者に対する相談業務や、緊急時における安全確保、情報提供その他の援助を行います。
母子家庭等就業自立支援センター	母子家庭等の就職相談を実施し、就業を支援します。また、就業支援講習会として、「パソコン講習会」を実施していますが、さらなる就業支援として、講習科目の拡充を図ります。
ひとり親家庭等生活支援事業の拡充	日常生活支援事業を効果的に実施します。土日・夜間電話相談を行っていますが、父子家庭専用相談ダイヤルなど、拡充を図ります。
障害福祉サービス事業(児童ディサービス)	障害児に対する、障害児施設等における、基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練を行います。
地域生活支援給付事業(日中一時支援放課後対策型)	主として、放課後において、施設等で継続的に預かり、社会に適応するための訓練及び見守り等の支援を供与します。

■基本目標9 子どもの安全の確保

—— 安全に安心して暮らせるように ——

子どもの交通事故の被害や犯罪被害への不安は、大きいものがあります。

また、有害図書類やインターネット、携帯電話等からもたらされる有害環境から子どもを守る取り組みも重要です。

このようなことから、「26 子どもを事故から守る」、「27 子どもを犯罪から守る」、「28 子どもを有害環境から守る」の3点を推進し、子どもたちが安心して成長できるよう「安全・安心のまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事 業 名	事 業 内 容
学校セーフティウォッチ事業	児童生徒の登下校時における見守りや学区のパトロール等、安全確保を目的にした各学校ごとの地域住民・保護者等からなる学校安全ボランティア活動の支援や各学校へ防犯用品等の配布を行います。また、学校ごとに地域住民等の「学校安全ボランティア」を育成し、校内パトロール、通学路、横断歩道の見守りなどを行うことについて検討します。
防犯対策事業(防犯パトロール隊支援事業・防犯カメラ設置事業)	市民による防犯活動を支援するため、パトロールに必要な物品を提供します。また、繁華街における犯罪や悪質な客引き等の未然防止のため、防犯カメラを設置し、地域と警察と協力して運用します。

こども 110 番のいえ	登下校時を中心に児童・生徒の安全を確保するため、地域住民の協力をいただき、緊急避難場所として「こども 110 番のいえ」を青少年育成委員会を通して登録を依頼し、ステッカーを掲示し、地域ぐるみでこどもたちの安全を守ります。
環境浄化事業	青少年非行の誘因となっている有害環境を調査、点検し、実態を把握するとともに、警察署や青少年育成委員会、民間補導員等と連携して環境浄化に関する活動を実施します。
教員の情報モラル教育指導力の向上	小中特別支援学校における教員の情報モラル教育指導力の向上を図ります。

■基本目標 10 就業支援の推進とグローバル社会への対応

—— 可能性を拡げチャレンジする子ども・若者を支援する ——

近年の就業・就職を取り巻く環境の変化や、経済・文化活動のグローバル社会の進展には目覚ましいものがあり、千葉市の将来を担う子ども・若者たちにはこれらに対応することが求められます。

このようなことから、「29 子ども・若者の職業観の育成と就業を支援する」、「30 子ども・若者の国際感覚をはぐくむ」の2点を推進し、子どもたちが多様な職種・職業を知る機会を創り、将来の可能性を拡げるとともに、諸外国の人々との交流を推進し、「職業観と国際感覚を育むことができるまち」を目指します。

【主な取り組みの例】

事 業 名	事 業 内 容
進路指導推進事業	進路学習ノート「わたしの夢」を配布し、「生き方」を考える進路指導の充実を図る。また、進路学習資料「Hello、My Future」を配布し、進路選択の手引きとして活用する。
キャリア教育推進会議事業	キャリア教育(進路指導)の基本的な方向性や本市の課題等を推進会議を設置し、協議する。
千葉市インターンシップ事業	本市職場で実習受入を行い、就業機会を与え、学生の就業体験、就業意識の向上、市政に対する理解の促進を図る。
児童自立生活援助事業	義務教育終了後、児童養護施設を退所し就職した児童に対し、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導を行うことにより、社会的自立の促進を図る。
外国人市民懇談会	外国人市民の意見・要望を市政に反映するため、外国人市民懇談会の開催及び意見聴取の機会を設定する。

(4) 施策の体系

